

# 高齢者福祉サービス 一覧

各事業の対象者欄に「原発避難者も対象（特例事務）」と表示した事業は、原発避難者特例法に定める指定市町村（いわき市、田村市、南相馬市、~~川俣町~~、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村）から住民登録を異動せずに避難している方も市民と同じ条件で利用することができます。

なお、川俣町からの避難者は、同町の意向により「養護老人ホーム入所」以外の事業は利用できません。

また、上記のほか、市民以外の方（原発避難者を含む）が利用することができる事業には、利用できる方の範囲をそれぞれ表示してあります。

# 目次

## 1.すべての高齢者への生活支援

(1) はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業	5
(2) 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	6～
● 住宅改修	6・7
● エアコン設置整備費助成事業	7
● 火災警報器設置整備費助成事業	8
(3) 車いす同乗軽自動車貸出事業	8・9
(4) 車いす貸出事業	9
(5) 高齢者すまい・生活支援事業	10
(6) 高齢者いきいき応援事業（補聴器・外出支援器具）	10
(7) 高齢者サロン「あったかセンター」	11～13
(8) 居場所づくり事業	14
(9) らく楽健康体操	15

## 2.一人暮らしの高齢者等への生活支援と見守り

(1) あったかランチお届けサービス	16
(2) あったか訪問収集事業	17
(3) 寝具乾燥（ふんわかサービス）事業	18
(4) 高齢者あんしん見守り事業	19・20
(5) お元気コール	20
(6) あったかコールセンター	20
(7) 高齢者見守り生活支援事業（買い物支援）	21

## 3.介護認定を受けた方に対する市独自の支援

(1) 要介護高齢者介護激励金支給事業	22
(2) 要介護高齢者巡回理・美容券交付事業	23
(3) 在宅高齢者介護用品支給事業	24
(4) 在宅高齢者紙おむつ用ごみ袋支給事業	25

## 4.その他の事業

(1) 介護支援いきいき長寿ポイント事業	26・27
(2) 認知症高齢者等見守り QR コード事業	28
(3) 認知症高齢者保険加入事業	28
(4) 高齢者の見守り活動	29・30
(5) 地域包括支援センター	31
(6) 老人福祉センター	32
(7) 養護老人ホームの入所申し込み	33
(8) おもいやり駐車場利用制度（県事業）	34・35

# 1.すべての高齢者への生活支援

## (1) はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業

### ○対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 70歳以上の方で、4月1日時点（年度の途中で70歳になった方は70歳になった時点）で、  
要支援・要介護認定を受けていない方
- (2) 身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている65歳以上の方

### ○事業内容

市の指定施術所で、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの施術を受ける際に使用できる、助成券（1回につき1,000円分）を年間4枚交付します。

※助成券の名称は、「白河市指定施術所利用券」です。

### ○申請方法

#### 【必要書類等】

- ① 申請書 ※申請者（利用者本人又は家族）の署名が必要（印鑑不要）
- ② 免許証や保険証など、助成対象者であることが確認できるもの（提示のみ）
- ③ 70歳未満で対象者（2）に該当する方は、交付を受けている手帳（提示のみ）

#### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課

### ○利用方法

- (1) 申請と同時に窓口で「助成券（4枚）」の交付を受けます。
- (2) 市の指定施術所で施術を受ける際、指定施術所に助成券1枚を渡します。（正規料金との差額は現金で支払います）

### ○注意点等

- ・ 助成券の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までです。
- ・ 年度ごとに申請が必要です。
- ・ 助成券は、指定施術所以外では使用できません。
- ・ 保険給付の対象となる医師の発行する同意書により施術を受けるとき、又は受けることができるときは、助成券を使用できません。
- ・ 再交付はできません。（汚損や破損の場合の交換を除く）
- ・ 交付した助成券を申請者（利用者本人）以外の方（同じ世帯で対象要件を満たす方など）が使用することはできません。



## (2) 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

### ○対象者

市民税非課税世帯に属する要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方

※別世帯でも同じ家屋又は同じ敷地に所在する家屋に居住する配偶者及び一親等内の親族（ただし、共同住宅や長屋の異なる住戸に居住するものを除く）は、同一世帯とみなします。

### ○事業内容

自宅内での転倒事故等を防止するための小規模な住宅改修を行う場合に、その費用の9割（上限15万円）を助成します。（対象となる改修は下表のとおり）

改修箇所	改修内容
玄関外	玄関ドアを引違い戸に取替え、外壁への手すりの取付け、コンクリートスロープの設置、滑りにくいタイルに取替え
玄関内	廊下への手すりの取付け、玄関ホール床を滑りにくいタイルに取替え、玄関への手すりの取付け、上り框に式台設置（固定式）、玄関土間を滑りにくい床材に取替え
階段	手すりの取付け、滑り止めカーペットの取付け、滑り止めのための表面加工
廊下	ドアを引き戸に取替え、手すりの取付け、床を滑りにくい床材に取替え、スロープの取付け（固定式）、敷居撤去
寝室	壁面への手すりの取付け、出入口のドアを引戸に取替え、畳の床をフローリング床に取替え、掃出し窓へのスロープ設置
トイレ	手すりの取付け、ドア吊元の取替え、把手を棒状把手に取替え、開口幅を確保するための建具の取替え、和式便座を洋式便座に取替え、床上げ、床下げ、滑りにくい床材に取替え
浴室	壁面への手すりの取付け、床上げ、滑りにくい床材に取替え、3枚引戸に取替え

### ○申請方法

#### 【必要書類等】

- ① 申請書 ※申請者（利用者本人）の署名捺印が必要
- ② 助成金の振込みを希望する預貯金通帳の写し（ただし、⑧に該当する場合は不要）
- ③ 工事見積書
- ④ 改修前の施工箇所を示す写真（日付が記されたもの）
- ⑤ 住宅改修理由書 ※地域包括支援センターの介護支援専門員が作成
- ⑥ 申請者の属する世帯及び申請者と異なる世帯に属する者のうち申請者と同じ家屋又は同じ敷地に所在する他の家屋に居住する配偶者及び一親等内の親族（ただし、共同住宅や長屋の異なる住戸に居住する者を除く）が市民税非課税であることを証する書類  
※R6.1.1以降に白河市に転入した方に限り必要  
※前年中の所得金額の把握が困難な場合には、前々年中の所得金額がわかる書類
- ⑦ 住宅所有者の承諾書 ※申請者と住宅所有者が異なる場合に限り必要
- ⑧ 委任状 ※助成金の受取りを施工業者に委任する場合に限り必要

【申請先】 本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、地域包括支援センター



## ○利用方法

- (1) 市の窓口で利用可否等についての相談を行います。
- (2) 市から連絡を受けた地域包括支援センターの職員が、事前に電話で訪問日程を調整のうえ自宅を訪問・調査し、住宅改修理由書を作成します。
- (3) 書類一式を預かった地域包括支援センター職員が、市への申請を代行します。
- (4) その後、市から自宅に決定通知が郵送されます。
- (5) 決定通知が届いてから工事を開始します。
- (6) 工事完了後、市に完了届を提出します。  
※完了届の様式や必要となる書類は決定通知に同封します。
- (7) 市職員が自宅を訪問し完了検査を行います。
- (8) 助成金が指定口座に振り込まれます。(委任払いの場合、助成金は市から業者の口座に振込まれます)

## ○注意点等

- ・ 着工前の申請が必要です。着工後の申請は受付できません。
- ・ この制度の助成を受けることができるのは、一世帯につき一回限りです。世帯主が変わった場合でも、助成を受け改修した住宅の再度の改修には利用できません。
- ・ 助成金の受取りを施工業者に委任すると、申請者が施工業者に直接支払う金額は工事費から助成金額を差し引いた額となるため、少ない手持ち金で改修を行うことができます。ただし、この場合、工事費総額の領収書は手元に残りません。

## (2) 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業 (エアコン設置整備費助成事業)

### ○対象者

市民税非課税世帯に属する65歳以上の方のみの世帯で、住宅にエアコンが未設置の世帯  
※すでにエアコンが1台でも設置されている場合は対象外です。(1世帯1回限り)

### ○事業内容

エアコン設置費用の1/2(上限3万円)を助成します。

### ○注意点等

- ・ 事前申請が必要です。申請には施工前の写真を添付していただきます。
- ・ 申請方法等詳細については高齢福祉課までお問合せ下さい。
- ・ 申請書を提出していただく段階で、その世帯が該当世帯であるか否かの確認をし、(非課税世帯かどうか、すでにエアコンが設置されていないか等)設置後に完了届、領収書、施工後の写真を提出してもらい、確認後に振り込みとなります。



## (2) 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

### (火災警報器設置整備費助成事業)

#### ○対象者

市民税非課税世帯に属する65歳以上の方のみの世帯（1世帯1回限り）

#### ○事業内容

火災警報器設置費用を助成します。※3台までを上限に9千円を限度として助成。

#### ○注意点等

- 申請前にご相談ください。
- 申請書に次の書類を添えて提出してください。
  - (1) 火災警報器の取り付け前の場所の写真
  - (2) 設置後の火災警報器の写真
  - (3) 火災警報器の購入、設置に要する費用の明細がわかる領収書
  - (4) 申請者が住宅の所有者でない場合は、住宅の所有者の承諾書

## (3) 車いす同乗軽自動車貸出事業

#### ○対象者

自力歩行が困難な高齢者や障がい者が外出する際に付き添う方  
※東日本大震災による市外からの一時避難者を含む。（避難元市町村は問わず）

#### ○事業内容

車いすに乗ったままで乗車できる軽自動車を貸出します。なお、利用には次の制限があります。

- (1) 利用目的：医療機関及び公的機関への外出、社会生活上必要な外出
- (2) 利用地域：①白河市内  
②福島県の区域内のうち西白河郡、東白川郡、岩瀬郡、須賀川市及び郡山市内  
③栃木県の区域内のうち那須塩原市、大田原市及び那須郡那須町内
- (3) 利用期間：1日（午前9時から午後5時まで）
- (4) 利用回数：週1回まで

※高速道路の利用はできません。

※上記(2)(3)(4)を超える利用が必要な場合は、状況に応じて利用を認めます。

#### ○自己負担

- (1) 車両を返却の際、下表に基づき、使用した距離に応じてガソリンを給油していただきます。
- (2) 給油した領収書（レシート）及び運転日誌で給油したことを確認します。

#### 【給油換算表】

使用した距離	給油量
1.5 km 未満	1 ℓ
1.5 km 以上 3.0 km 未満	2 ℓ
3.0 km 以上 4.5 km 未満	3 ℓ
4.5 km 以上 6.0 km 未満	4 ℓ
6.0 km 以上 7.5 km 未満	5 ℓ

※以降、1.5 km 走行する毎に、給油量1 ℓ ずつ増加



## ○申請方法

### 【必要書類等】

#### (1) 登録時

- ① 利用申請書 ※申請者（利用者本人又は家族）の署名が必要（印鑑不要（ただし(2)に必要））
- ② 誓約書 ※利用登録者（申請者）の署名捺印と、同意確認者（他の家族）の署名捺印が必要
- ③ 運転者の運転免許証の写し ※ボランティアが運転する場合は省略可。

#### (2) 利用時

- ① 利用申込書 ※利用登録者（申請者）の署名捺印が必要。

### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課

### 【車両の受け渡し場所】

本庁、表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎

## ○利用方法

- (1) 窓口で利用登録を行います。（一回のみ必要）
- (2) 市から自宅に利用登録決定通知が郵送されます。
- (3) 利用の都度、利用の7日前までに窓口で利用申込を行います。（緊急の場合は当日で可）
- (4) 利用日当日、本庁又は庁舎に車両を取りに行きます。
- (5) 利用後は、当日中に給油をしてから借用した場所に車両を返却します。
- (6) 給油したレシート及び運転日誌を市の窓口に表示し、給油した確認を受けます。

## ○注意点等

- ・ 車両の貸出期間中における事故等に係る損害は、利用者の責任において損害を賠償しなければなりません。ただし、市が加入する自動車損害保険の限度内において保険を使用する事ができます。

## (4) 車いす貸出事業

### ○対象者

白河市内に住所を有する歩行が困難な方



### ○事業内容

高齢福祉課で所有している車いすを貸出します。利用期間：3日以内、1週間に1回までの利用。

### ○申請方法

【必要書類等】白河市車いす貸出申請書 【申請先】本庁高齢福祉課

### ○利用方法

- (1) 本庁高齢福祉課へ申請書を提出します。 ※利用料はかかりません。
- (2) 貸出日に高齢福祉課で車いすを受け取ります。
- (3) 利用後は本庁高齢福祉課へ返却します。

### ○注意点等

- ・ 貸出しできる車いすの台数に限りがありますので、希望の貸出日に他の利用者が利用・予約している場合は貸出しができません。
- ・ 車いすを譲渡、転貸する、営利目的に利用する等、貸出しの目的以外には使用できません。

## (5) 高齢者すまい・生活支援事業

### ○対象者

市内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者等

※東日本大震災による市外からの一時避難者を含む。(避難元市町村は問わず)



### ○事業内容

高齢者の住まいの確保及び入居支援、生活に関する相談の窓口です。高齢福祉課にて受付いたしますので、まずは電話でお問合せください。

### ○自己負担

電話による相談や、支援に携わる機関・市が問題解決に向けて動く場合には自己負担はありません。その他の支援について料金が発生する場合にはその都度、本人に確認しながら支援を進めます。

## (6) 高齢者いきいき応援事業（補聴器購入費助成事業）

### ○対象者

次のいずれにも該当する方

(1) 白河市に住民登録がある65歳以上の住民税非課税の方

(2) 聴覚障害による身体障がい者手帳を持っていない方

### ○事業内容

補聴器購入費に対して1/2（上限3万円）を助成

### ○申請方法 ※事前相談が必要です。

【必要書類等】 申請書等

【申請先】 本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課



## (6) 高齢者いきいき応援事業（外出支援器具助成事業）

### ○対象者

次のいずれにも該当する方

(1) 白河市に住所を有する65歳以上の住民税非課税世帯の方

(2) 要支援・要介護認定を受けていない方

### ○事業内容

運動習慣がある、またはこれから運動を習慣にしたい高齢者、外出に不安のある高齢者に対し、杖（運動に使用するウォーキングポールを含む）やシルバーカーなどの外出支援器具の購入に係る費用の一部（外出支援器具購入費に対して1/2（上限5千円））を助成します。

### ○申請方法 ※事前相談が必要です。

【必要書類等】 申請書等

【申請先】 本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課



## (7) 高齢者サロン「あったかセンター」

### ○対象者（原発避難者も対象（特例事務））

おおむね65歳以上の方

※原発避難者のほか東日本大震災による市外からの一時避難者を含む。（避難元市町村は問わず）

### ○事業内容

地域の集会所などにおいて、月1～2回、高齢の方が集まり楽しく過ごせる高齢者サロンを開催しています。高齢者サロンの運営は、地域のボランティアである「高齢者サポーター」が行います。

### ○費用の自己負担

利用料金はかかりません。ただし、茶菓子代の一部を自己負担（月200円や年1,000円等）としているサロンや、材料費がかかる場合に限り、その一部を自己負担としているサロンがあります。

### ○利用方法

利用申請等の手続きは一切不要です。サロンの開催日に直接会場に行って参加することができます。

※サロンに直接行くことが不安な場合は、本庁高齢福祉課に連絡いただければ、市からサロン代表者に参加希望日を伝達します。

## < 高齢者サロン「あったかセンター」一覧 >

### 【白河地域】

	高齢者サロン名	会場	開催回数 開催日	開催時間
1	あったかセンター らいふパーク	新白河ライフパーク集会所	月1回 第1月曜日	午前10時～ 午前11時30分
2	あったかセンター 白寿園	白河市中心老人福祉センター (白寿園)	月2回 第1・3金曜日	午前10時～ 午前11時45分
3	あったかセンター マイタウン	本町集会所	月1回 第2木曜日	午前10時～ 午前11時30分
4	あったかセンター 新白河	高山コミュニティセンター	月1回 第2火曜日	午前10時～ 午前11時30分
5	あったかセンター いきいきサロン緑ヶ丘	緑ヶ丘集会所	月1回 第4金曜日	午前10時～ 午前11時30分
6	あったかセンター あったかサロン小田の里	小田川集会所	月1回 25日	午前9時30分～ 午前11時
7	あったかセンター あったかサロン昭和町	昭和町自治会館	月1回 第4金曜日	午前10時～ 午前11時30分
8	あったかセンター なかよしサロン北真舟	北真舟町内会館	月1回 第3火曜日	午後1時30分～ 午後3時
9	あったかセンター なごやかサロン大町	大町会館	月1回 第3水曜日	午後1時30分～ 午後3時
10	あったかセンター あったかサロン天神町	天神町会館	月1回 第1金曜日	午前10時～ 午前11時30分

	高齢者サロン名	会場	開催回数 開催日	開催時間
11	あったかセンター のんびりサロン女石	女石自治会館	月1回 第4火曜日	午前10時～ 午前12時
12	あったかセンター 久田野	久田野集会所	月1回 第2火曜日	午後1時30分～ 午後3時30分
13	あったかセンター 白坂	泉岡集会所	月1回 第1月曜日	午前10時～ 午前12時
14	あったかセンター いきいきサロン西三坂	西三坂集会所	月1回 第3水曜日	午前10時～ 午前12時
15	あったかセンター 関辺	上ノ原集会所	月1回 第4木曜日	午前10時～ 午前11時30分
16	あったかセンター さわやかサロン十文字	十文字集会所	月1回 第2水曜日	午前10時～ 午前11時30分
17	あったかセンター 城東	田町集会所	月1回 第2水曜日	午後1時～ 午後3時
18	あったかセンター むかいでら	向寺集会所	月1回 第2金曜日	午後1時～ 午後3時
19	あったかセンター 南湖サロン	南湖集会所	月1回 第1水曜日	午前10時～ 午前12時
20	あったかセンター 立教館	会津町集会所	月1回 第3木曜日	午前10時～ 午前12時
21	あったかセンター 舟田サロン	舟田集会所	月1回 水曜日	午前10時～ 午前12時
22	あったかセンター ひまわり板橋サロン	板橋集会所	月1回 第2火曜日	午前10時～ 午前11時30分
23	あったかセンター 芳賀須内サロン芳寿の会	芳賀須内集会所	月1回 第1水曜日	午前10時～ 午前11時30分
24	あったかセンター かたくり	関の森公園都市農村交流センター ※会場が異なる場合があります。	月1回 第2月曜日	午前10時～ 午前11時30分
25	あったかセンター みさか	みさかコミュニティセンター	月1回 第3木曜日	午前10時～ 午前11時30分
26	あったかセンター 搦目山	搦目山集会所	月1回 第1木曜日	午前10時～ 午前11時30分
27	あったかセンター なかよしサロン真舟	真舟集会所	月1回 第4金曜日	午前10時～ 午前11時30分
28	あったかセンター 月見坂サロン	馬町・蛇石栄町自治会館	月1回 第1金曜日	午前10時～ 午前11時30分

**【表郷地域】**

	高齢者サロン名	会場	開催回数 開催日	開催時間
29	あったかセンター ドリーム あったかサロン童里夢	深渡戸集会所	月1回 第3水曜日	午前10時～ 午前12時
30	あったかセンター なかよしサロン内松	内松集会所	月1回 第1水曜日	午前9時30分～ 午前12時
31	あったかセンター あったかサロン三森月桜	三森公民館	月1回 第3水曜日	午後1時30分～ 午後3時
32	あったかセンター サロンでホット上願	上願ふれあいセンター	月1回 第1水曜日	午前10時～ 午前11時30分
33	あったかセンター 中寺いってみっか	中寺集会所	月1回 第3木曜日	午前10時～ 午前11時30分

**【大信地域】**

	高齢者サロン名	会場	開催回数 開催日	開催時間
34	あったかセンター 中新城	中新城構造改善センター	月1回 第2水曜日	午前10時～ 午前11時30分
35	あったかセンター はなみずき	田園町府コミュニティセンター (田園町府ハウス21)	月1回 第3月曜日	午前10時～ 午前12時
36	あったかセンター にこにこサロン堂山	堂山集会所	月1回 第2火曜	午前10時～ 午前11時30分

**【東地域】**

	高齢者サロン名	会場	開催回数 開催日	開催時間
37	あったかセンター ひだまり	坂本集会所	月2回 月曜日・木曜日	午前10時～ 午前11時30分
38	あったかセンター いきいきサロンきずな	北町営農計画センター (北町公民館)	月1回 第2木曜日	午前10時～ 午前12時
39	あったかセンター 岩井戸	岩井戸公民館	月1回 第3火曜日	午後1時30分～ 午後3時
40	あったかセンター いきいきサロン深仁井田	深仁井田転作促進技術 研修センター	月1回 第1火曜日	午前10時～ 午前12時

※開催日や回数は月によって変更する場合があります。

## (8) 居場所づくり事業

### ○対象者 (原発避難者も対象 (特例事務))

おおむね65歳以上の方

### ○事業内容

高齢者の方が、いつでも自由に集まり、お茶を飲んだりおしゃべりをしたりしながら、ゆっくりと時間を過ごすことができる場所です。

### ○利用料

無料 (ただし、お茶代等がかかる場合があります)

### ○利用方法

利用申請等の手続きは一切不要です。直接、開催会場に行って参加することができます。

## <居場所づくり事業一覧>

### ♣ みんなの茶の間

開催日時：月曜～土曜 午前10時～午後4時

場 所：マイタウン白河内 (本町2)

問い合わせ先：NPO 法人 しらかわ市民活動支援会 電話：23-8909

### ♣ くつろぎルーム

開催日時：月曜～土曜 午前10時～午後4時

場 所：表郷ボランティアネットワーク1階 (表郷金山字越掘151-1)

問い合わせ先：NPO 法人 表郷ボランティアネットワーク 電話：29-8010

### ♣ ギャラリーカフェ 楽々 (らら)

開催日時：月・木・金・土・日曜 午前10時～午後4時

場 所：白河市東文化センター エントランスホール (東釜子字狐内47)

実施主体：ボランティア団体「ひがし世話やく会」

問い合わせ先：白河市社会福祉協議会東事務所 電話：34-1081

白河市東庁舎地域振興課 電話：34-2116

### ♣ 田舎の小さな居場所「ことら」

開催日時：水・木・金・土・日曜 午前9時～午後3時

場 所：農業加工物店「ことら」内 (双石日向1)

問い合わせ先：双石居場所づくり協議会 電話：22-3434

市高齢福祉課高齢者支援係 電話：28-5519 (係直通)

### ♣ gather (ギャザー)

開催日時：月～土曜 午前10時～午後4時

場 所：大和田池ノ次46

問い合わせ先：市高齢福祉課高齢者支援係 電話：28-5519 (係直通)

## (9) 白河市らく楽健康体操

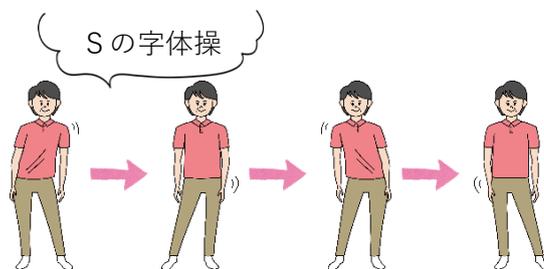
### ○対象者

おおむね65歳以上の方

### ○事業内容

市では令和元年度に、高齢の方の個々の体力向上と脳の活性化の効果が期待できる「白河市らく楽健康体操」を作成しました。老化を遅くすることや、脳と身体の機能を維持するというだけでなく、“高齢期にこそ伸びる能力を伸ばす”ということを目的とした体操です。

1週間に1回30分以上の体操を集まって行う「らく楽健康体操クラブ」では、DVDを見ながら体操にとりくみ、定期的（初回、2回目、3か月後、その後6か月ごと）に理学療法士による体力測定や助言を受けることができます。

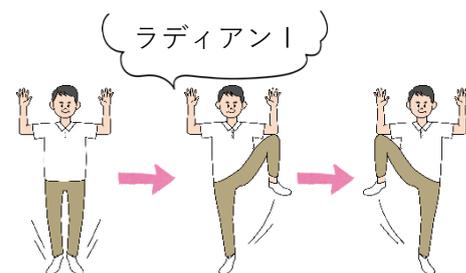


### ○費用の自己負担

- ・ 利用料金はかかりません。理学療法士の費用は市が負担します。
- ・ 飲み物や茶菓子などが必要な団体は、各自ご用意ください。

### ○その他

- ・ 体操DVDは無償で配布します。
- ・ DVDプレーヤー、プロジェクター、モニター、スクリーン、血圧計を貸し出しします。
- ・ 「白河市健康ポイント事業」のポイント対象事業です。
- ・ 既存のクラブへの参加や見学、新規クラブ開設をご希望の方は高齢福祉課にお問い合わせください。



## <らく楽健康体操クラブ一覧>

No	実施団体	活動場所	実施曜日	実施時間
1	北真舟 らく楽健康体操クラブ	北真舟集会所 (北真舟14)	毎週(金)	午後2時～
2	第一区自治会 らく楽健康体操クラブ	第一区集会所 (北登り町12-3)	毎週(月)	午前10時～
3	南湖 らく楽健康体操クラブ	南湖集会所 (池下69-3)	毎週(火)	午前10時～
4	月見坂 らく楽健康体操クラブ	馬町・蛇石栄町自治会館 (蛇石77-1)	第2・4(金)	午前10時～
5	本町町内会 らく楽健康体操クラブ	本町集会所 (本町67-4)	第1・3(木)	午前10時～
6	会津町 らく楽健康体操クラブ	会津町集会所 (会津町36-34)	10日・20日・30日	午後1時30分～
7	あったかセンター あぶらぎ山 らく楽健康体操クラブ	あぶらぎ山集会所 (大あぶらぎ山43-269)	毎週(金)	午前10時～

※開催曜日や実施時間は月によって変更する場合があります。

## 2. 一人暮らしの高齢者等への生活支援と見守り



### (1) あったかランチお届けサービス

#### ○対象者（原発避難者も対象（特例事務））

老衰、身体の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難な方（世帯）で、次のいずれかに該当する方（世帯）

(1) 65歳以上の一人暮らしの方

(2) 65歳以上の方のみの世帯

※65歳以上の方で上記(1)(2)にあてはまらない方が利用したい場合はご相談ください。

#### ○事業内容

市の指定配食業者が、週3回を限度に昼食時に弁当を配達し、安否確認を行います。

#### ○費用の自己負担

1食 350円

#### ○申請方法

##### 【必要書類等】

申請書 ※申請者（利用者本人）の署名と、緊急連絡先の記入が必要

##### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、地域包括支援センター

#### ○利用方法

(1) 申請後、市から自宅に決定通知（配食業者名、配食開始日、配食曜日を明記）が郵送されます。

(2) 市の指定配食業者が、決まった曜日の昼食時に自宅に弁当を配達します。

※初回の配達時に業者から利用券（350円×10枚綴り＝3,500円）を購入します。

※弁当が配達される都度、業者に利用券1枚を渡します。

※利用券が無くなったら、業者から利用券（10枚綴り）を購入します。

#### ○注意点等

- このサービスは、指定配食業者以外では受けることができません。
- 同一世帯であっても複数の方が利用する場合には、それぞれ申請が必要です。
- 弁当の配達を休止（1回のみ休止を含む）する場合は、業者に直接連絡する必要があります。
- 利用券の再発行及び払戻しは原則として行いません。

#### <指定配食業者>

店名	住所・電話番号	配達可能地区
マイルド	道場町 25 電話：22-9293	白河地域（一部配達できない地区があります）
まごころ弁当	道場小路 80-3 おかたビル1-C 電話：21-0270	白河地域、表郷地域
聖・虹の郷	大信増見字八幡山 55-3 電話：54-5550	大信地域
セブンイレブン大信増見店	大信増見字下ノ田 59-1 電話：46-2871	
MD とみやま	本町北裏 30 電話：23-2752	東地域

## (2) あったか訪問収集事業

### ○対象者

自力でゴミを所定のゴミ収集所まで搬出することが困難な方で身近な人の協力が得られない方のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 介護保険法に規定する第1号被保険者（65歳以上）で一人暮らしの方
- (2) 介護保険法に規定する第2号被保険者（40歳以上65歳未満）で一人暮らしの方のうち特に支援を要する状態にある方
- (3) 同居者がいる場合でも、同居者が高齢者、虚弱者、年少者等でありゴミ出しが困難な世帯に属する（1）または（2）に該当する方

### ○事業内容

市の委託業者（協業組合白河地方リサイクルセンター）が週に1回自宅を訪問し、ゴミを回収するとともに安否確認を行います。

回収曜日は地域により決まっています。（一般のごみ収集日とは異なります）

曜日	回収地域
月曜日	白河地域の一部（市街地の一部、白坂、旗宿）
火曜日	表郷地域、東地域
水曜日	白河地域の一部（市街地の一部）
木曜日	大信地域、白河地域の一部（市街地の一部、小田川、大沼）
金曜日	白河地域の一部（市街地の一部、五箇、関辺）

### ○申請方法

#### 【必要書類等】

申請書 ※申請者（利用者本人、親族、包括又は民生委員）の署名と、緊急連絡先の記入が必要。

#### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、地域包括支援センター

### ○利用方法

- (1) 申請後、市から自宅に回収曜日が記載された決定通知が郵送されます。
- (2) 回収曜日の朝、自宅玄関等指定の場所にゴミを出しておきます。  
※ゴミの分別方法や使用するゴミ袋は、一般の場合と同じです。
- (3) 市の委託業者がゴミを回収に来るまで在宅し、委託業者の安否確認に答えます。

### ○注意点等

- ・ 訪問収集を休止（1回だけの休止を含む）する場合やゴミだけ出して不在にする場合は、前日までに本庁高齢福祉課に連絡する必要があります。
- ・ 安否確認が取れなかった場合は、各機関連携しての対応となります。



### (3) 寝具乾燥（ふんわかサービス）事業

#### ○対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の一人暮らしの方等で、自力で布団を干すことが困難な方
- (2) 要介護3・4・5の認定を受けた65歳以上の方で、寝たきりの方

#### ○事業内容

市の委託業者（㈱玉川繊維工業所）が自宅を訪問し、寝具類を預かり、丸洗い・乾燥して自宅に届けます。

1回に利用できる寝具は合計3枚以内で、掛布団・敷布団・毛布（丹前・かいまきを含む）から各1点の、年3回まで利用できます。

#### ○費用の自己負担

費用の1割が自己負担となります。

令和7年度の寝具1枚当たりの自己負担額は、下表のとおりです。

種類	自己負担額（1割の額）
掛布団	300円
敷布団	300円
一重毛布	150円
二重毛布	200円
羊毛布団	350円
羽毛布団	390円
丹前	220円
特殊マット	640円



#### ○申請方法

##### 【必要書類等】

- ① 申請書
- ② 利用者状況調書 ※緊急連絡先の記入が必要

##### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、地域包括支援センター

#### ○利用方法

- (1) 申請後、市から自宅に決定通知と年間予定表（回収日と返却日を明記）が郵送されます。  
※回収日は、奇数月で年間6回の実施となります。  
※返却日は、回収した1週間後です。（祝日の場合は翌日）
- (2) 利用を希望する場合は、回収日の前の週までに本庁高齢福祉課に電話で連絡します。
- (3) 市の委託業者が自宅を訪問し寝具類を回収します。その際、業者に自己負担額を支払います。
- (4) 丸洗い乾燥後の寝具類が自宅に返却されます。

## (4) 高齢者あんしん見守り事業



### ○対象者（原発避難者も対象（特例事務））

次のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上の一人暮らしの方
- (2) 寝たきり又は認知症の高齢者を抱える65歳以上の方のみの世帯
- (3) 所得税非課税世帯の一人暮らし重度身体障がい者の方等（年齢不問）
- (4) その他疾病、身体障がい、精神障がい等によりシステムを必要とする方（年齢不問）

### ○事業内容

急病や事故等の緊急時に通報できる緊急通報装置（ご家庭の固定電話に取り付ける装置とペンダント型の発信機、人感センサー）を貸与します。

※携帯電話でのご利用も可能です。ただし、人感センサーの取付けはありません。

### ○費用の自己負担

#### (1) 設置費用

次のような場合には、実費負担があります。（実費負担額は、個々の状態により異なります）

- ・ NTT以外の通信業者を利用している場合
- ・ 室内の壁や柱に電話回線の接続端子がない場合
- ・ 電話回線のコードを延長する場合 など

#### (2) 月額利用料（1割負担）

### ○申請方法

#### 【必要書類等】

- ① 申請書
- ② 協力員同意書（近隣の方3名分） ※協力員を3名確保できない場合も利用可。

#### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、地域包括支援センター

### ○利用方法

#### (1) 申請から取り付けまで

- ① 申請後、市から自宅に決定通知が郵送されます。
- ② 市の委託業者アイネット(株)が自宅を訪問し、電話回線や間取り等の確認を行い、緊急通報装置を取り付けます。  
※設置費用が自己負担となる場合は、業者から説明があります。  
※申請から取り付け完了まで1～2週間を要します。

#### (2) 取り付け後

- ① 毎週1回、業者から自宅に安否確認の電話があります。
- ② 月額利用料は登録口座からの引き落としになります。
- ③ 緊急時にボタンを押すと、市の委託業者から確認の連絡（誤報の確認も含め）が入ります。  
また、状況に応じて救急車の出動を要請するとともに、委託業者が自宅に駆けつけます。

※次ページに注意点等が載っていますのでご確認ください。

## ○注意点等

- ・ ペンダント型の発信機は、電波の届く範囲に限界があります。自宅を離れると使用できません。
- ・ 市は、システム利用者の情報を白河消防署に届け出ます。
- ・ 緊急時には、協力員や警察署員等が自宅に立ち入ります。なお、その時に住宅に破損が生じても立ち入った人は修理責任を問われません。
- ・ この装置は貸与するものです。紛失の場合は、自己負担で弁償することになります。

## (5) お元気コール

### ○対象者

- (1) 70歳以上の一人暮らしの方
- (2) 70歳以上の方のみの世帯

### ○事業内容

高齢者相談員が定期的に自宅に電話をかけて安否確認を行います。

### ○申請方法

#### 【必要書類等】

#### ①申請書

※申請者（利用者本人、親族又は包括）の署名（印鑑不要）と、緊急連絡先の記入が必要

#### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課

### ○利用方法

申請後、高齢者相談員からの電話を開始します。（決定通知等はありません。）

- ・ 電話をする時間帯：午前9時から午後4時まで
- ・ 電話の頻度：月1～2回（令和6年4月現在）

## (6) あったかコールセンター

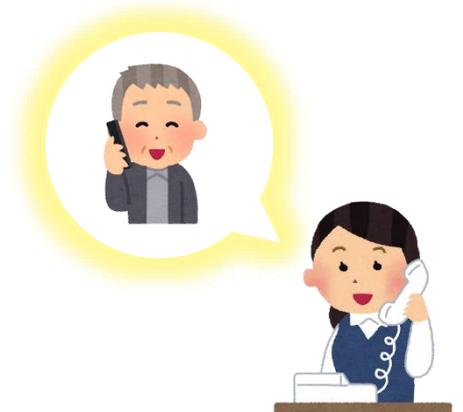
### ○対象者

- (1) 高齢者等

### ○事業内容

高齢者相談員が高齢者等からの電話（相談やサービス等に関する事等）に対応いたします。

- ・ 相談員が電話に出られる曜日：毎週月・水・金曜日
- ・ 〃 時間：午前10時～午後3時
- ・ コールセンターの電話番号：0248-24-5150



## (7) 高齢者見守り生活支援事業

### (買い物支援：すまいる号・ちりんこ号)

#### ○対象者

おおむね65歳以上の高齢者等

#### ○目的・事業内容

【地域連携・見守り・買い物支援・高齢者相談】

日常の楽しみを提供することによる健康寿命の延伸と、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりのため、移動販売車「すまいる号」、「ちりんこ号」を導入し、高齢者世帯の見守りと買い物支援をします。高齢者サロンへも伺います。

#### ○利用方法

利用申請等の手続きは不要ですが、個別に訪問をする場合は高齢福祉課までお問い合わせください。

#### <委託先>

	委託先	稼働日と対象地域
すまいる号	NPO法人 表郷ボランティアネットワーク 電話：29-8010	【表郷・大信・東・旗宿・関辺の一部】 地域巡回と個別訪問
ちりんこ号	NPO法人 ちりんこ白河 電話：21-6136	【旧市内と高齢者サロン】 地域巡回と個別訪問

**すまいる号** 現在運行中!

巡回エリア  
**表郷・大信・東・旗宿地域**  
見守り希望のお宅を  
回りながら各地域を巡回します。

**ちりんこ号**

巡回エリア  
**白河地域**  
定期的に地域の集会所や  
高齢者サロンを巡回します。

## 3. 介護認定を受けた方に対する市独自の支援

※介護保険サービスについてはP55をご覧ください。

### (1) 要介護高齢者介護激励金支給事業

#### ○対象者

前年10月1日から当年9月30日までの1年間において、要介護3・4・5の認定を受けた65歳以上の高齢者を在宅で180日以上介護した方

※入院期間、施設入所期間、ショートステイ利用期間、お泊りデイ利用期間は、在宅期間には含みません。

※上記「在宅介護日数180日」の期間は、要介護高齢者と介護者がともに市内に住所を有することが条件となります。(別居も可)

#### ○事業内容

介護激励金は年に1度12月に支給します。

【令和4年度以降の支給額】一律3万円を支給

要介護状態区分	介護激励金の額
要介護3・4・5	年額 30,000円



#### ○申請方法

【必要書類等】

(1) 申請書

※申請者(介護者本人)の署名捺印が必要。

※前年度の受給者には、9月末に申請書を自宅に郵送。

(2) 激励金の振込みを希望する預貯金通帳の写し

※振込口座は、原則介護者本人名義になります。

※介護者以外の口座に振込む場合は、委任状が必要です。

【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、担当の介護支援専門員

#### ○注意点等

- ・ 毎年申請が必要です。(申請期間は10月1日から10月31日まで)
- ・ 申請期間以外の受付はいたしません。
- ・ 申請書が提出されない場合は、激励金は支給されません。
- ・ 介護者が受給要件を満たした後に市外へ転出した場合や要介護高齢者が死亡した場合は、当該年度に限り激励金の支給を受けることができます。

## (2) 要介護高齢者巡回理・美容券交付事業

### ○対象者

要介護4・5の認定を受けた65歳以上の方で、在宅の方

### ○事業内容

家庭で理・美容師に散髪してもらう際に利用できる助成券（1回につき2,500円分）を、年間5枚交付します。

※助成券の名称は、「要介護高齢者巡回理・美容券」です。

※この助成券は、次の理・美容店に限り使用できます。（使用可能店の一覧は決定通知に同封します）

- ① 福島県理容生活衛生同業組合 白河支部の加盟店
- ② 同 矢吹支部の加盟店の内、白河市に所在する店
- ③ 福島県美容業生活衛生同業組合 白河支部の加盟店
- ④ 同 矢吹支部の加盟店の内、白河市に所在する店
- ⑤ 市が委託した市内の理・美容事業者

※①～⑤に加盟していない店での利用を希望する場合は、高齢福祉課高齢者支援係までお問い合わせください。

### ○申請方法

#### 【必要書類等】

#### ①申請書

※申請者（利用者本人、介護者又は介護支援専門員）の署名捺印が必要

#### ②介護保険被保険者証等、介護保険被保険者番号がわかるものの写し

#### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、地域包括支援センター

### ○利用方法

- (1) 申請後、市から自宅に決定通知、助成券、使用可能店一覧表が郵送されます。
- (2) 使用可能店一覧表にある理・美容店に連絡し、出張による散髪を依頼します。
- (3) 散髪後、理・美容師に助成券1枚を渡します。（正規料金との差額は、現金で支払います。）

### ○注意点等

- ・ この助成券は、使用可能店以外では使用できません。
- ・ 助成券の有効期間は、4月1日から翌年2月末日までです。（3月は使用できません）
- ・ 年度ごとに申請が必要です。
- ・ 再交付はできません。（汚損や破損の場合の交換を除く）
- ・ 入院、施設入所期間は助成券を使用することはできません。
- ・ 年度途中で、介護の区分変更等により、対象でなくなった場合は利用できません。



## (3) 在宅高齢者介護用品支給事業

### ○対象者（原発避難者も対象（特例事務））

市民税非課税世帯に属する要介護4・5の認定を受けた65歳以上の高齢者を在宅で介護している家族の方

### ○事業内容

市の登録店で介護用品と引き換えできる支給券（月1回5,000円限度）を月数分交付します。

※支給券の名称は、「在宅高齢者介護用品支給サービス券」です。

※引き換えできる介護用品は、次の5品目です。

- ①紙おむつ ②尿取りパッド ③使い捨て手袋 ④清拭剤 ⑤ドライシャンプー

### ○申請方法

#### 【必要書類等】

#### ①申請書

※申請者（介護者本人）の署名捺印と、要介護高齢者の署名が必要。

#### ②要介護高齢者が属する世帯全員の市民税の課税額を証明する書類

※R6.1.1以降に白河市に転入した方に限り必要。

※6月までの申請：前年度の市民税の課税状況がわかるもの。

7月以降の申請：当該年度の市民税の課税状況がわかるもの

※介護者と要介護高齢者が異なる世帯の場合、介護者世帯の証明書類は不要。

#### 【申請先】

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、地域包括支援センター



### ○利用方法

(1) 申請後、市から自宅に決定通知、サービス券、登録店一覧表が郵送されます。

※サービス券の交付は、6月末日以前及び7月1日以降の2期に分けて行います。

#### 【6月までに申請の場合】

- ・ 申請後、6月分までのサービス券が郵送されます。
- ・ 7月に市が新年度の課税状況を確認します。引き続き市民税が非課税の場合には7月分から翌年3月分までのサービス券が郵送されます。（申請者の手続きは不要です。）

#### 【7月以降に申請の場合】

- ・ 申請後、申請月分から翌年3月分までのサービス券が郵送されます。

(2) 市の登録店で介護用品を購入する際、レジ係に当月分の支給券を渡します。（購入金額との差額は、現金で支払います。）

※購入金額が5,000円未満の場合、おつりは出ません。

### ○注意点等

- ・ 登録店以外では、使用できません。
- ・ 支給券には、1枚ごとに有効期間（使用できる月）が記載されています。有効期間外の支給券は使用できません。
- ・ 年度ごとに申請が必要です。申請が遅れた場合、申請前の期間に係る支給券は交付されません。
- ・ 再交付はできません。（汚損や破損の場合の交換を除く）
- ・ 入院、施設入所期間は支給券を使用することはできません。
- ・ 年度途中で、介護の区分変更等により、対象でなくなった場合は利用できません。

## (4) 在宅高齢者紙おむつ用ごみ袋支給事業

### ○対象者

在宅高齢者介護用品支給事業の利用の決定を受けた方

### ○事業内容

市の登録店で燃えるごみの指定袋（小袋30ℓ）と引き換えできる支給券を交付します。

※支給券の名称は、「在宅高齢者紙おむつ用ごみ袋支給券」です。

※支給券は、1枚あたり2か月分で燃えるごみの指定袋（小袋30ℓ）20枚と引換えできます。

### ○申請方法

申し込みの必要はありません。

### ○利用方法

(1) 在宅高齢者介護用品支給事業申請後、市から自宅に支給券、登録店一覧表が郵送されます。

- 支給券1枚あたり2か月分でごみ袋20枚と引換えできる券を交付します。
- 支給券の交付は、在宅高齢者介護用品支給事業と同様に6月末日以前及び7月1日以降の2期に分けて行います。
- 支給券は、在宅高齢者介護用品支給事業の支給券と同封して送ります。

(2) 市の登録店でごみ袋と引き換える際、レジ係に有効期間内の支給券を渡します。

※現金との引き換えはできません。

### ○注意点等

- 登録店以外では、使用できません。
- 支給券には、1枚ごとに有効期間（使用できる月）が記載されています。有効期間外の支給券は、使用できません。
- 再交付はできません。（汚損や破損の場合の交換を除く）



## 4. その他の事業

### (1) 介護支援いきいき長寿ポイント事業



#### ○対象者（原発避難者も対象（特例事務））

市内に住所を有する65歳以上の方（白河市の介護保険第1号被保険者）

#### ○事業内容

- ・ 事業に参加登録した高齢者が、介護施設や訪問介護事業、高齢者サロン等で、利用者の話し相手や、行事などの手伝い、サロンの運営活動といった介護支援活動を行った場合にポイントが付与され、そのポイントを換金できます。
- ・ 活動1時間につき1個スタンプがもらえます。（1日最大2個まで）
- ・ このスタンプを貯めて次年度に申請すると年間最大5,000円の交付金を口座に振り込みます。

#### (1) 介護支援活動とは

- ① 白河市が指定した介護サービス事業者等（受入機関）の施設・事業所で行う活動、又は受入機関が指定する要介護高齢者等の自宅で行う活動
- ② 市が地域支援事業として行う活動

#### (2) 活動内容

##### ① 受入機関の施設・事業所で行う活動、又は要介護高齢者等の自宅で行う活動

施設または事業所で行う活動	要介護高齢者等の自宅で行う活動
<ul style="list-style-type: none"><li>・ レクリエーション等の指導</li><li>・ お茶出し、食堂内の配膳や下膳などの補助</li><li>・ 喫茶などの運営補助</li><li>・ 散歩、外出、館内移動の補助</li><li>・ 行事などの手伝い</li><li>・ 話し相手</li><li>・ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動</li><li>・ その他軽微な支援 (例：草刈り、シーツ交換など)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ お茶出しや配膳・下膳などの補助</li><li>・ 話し相手</li><li>・ その他ホームヘルパーと共に行う軽微かつ補助的な活動 (例：室内外の片付け、シーツ交換など)</li><li>・ その他軽微な支援</li></ul>

##### ②市が地域支援事業として行うボランティア活動

- ・ 高齢者サロン事業において、高齢者サポーターとして行う活動（高齢者サロンの運営等）
- ・ 認知症高齢者等見守り事業において、あんしんメイトとして行う活動（あったかカフェの運営補助等） など

### (3) 活動スタンプ、評価ポイント、評価ポイント交換交付金

- ・ 介護支援活動1時間につき、1個のスタンプがもらえます。受入機関が活動の都度スタンプを押します（1日2個まで）。
- ・ 参加登録者からの申請により、前年度の活動スタンプ数に応じた評価ポイントが付与されます。（年間最大5,000ポイント）。この申請は、活動を行った次年度に管理機関で行います。
- ・ 参加登録者からの申請により、付与された評価ポイント数に応じた評価ポイント転換交付金を交付します（年間最大5,000円）。この申請は、活動を行った次年度に管理機関で行います。

前年度の活動スタンプ数	評価ポイント	評価ポイント交換交付金
10～19個	1,000ポイント	1,000円
20～29個	2,000ポイント	2,000円
30～39個	3,000ポイント	3,000円
40～49個	4,000ポイント	4,000円
50個以上	5,000ポイント	5,000円

### (4) 評価ポイント交換交付金の振込み

評価ポイント交換交付金の交付方法は、口座振込（参加登録者本人名義に限る）のみです。

### ○注意点

以下の場合、評価ポイント転換交付金の交付を受ける事ができません。

- ・ 参加登録者の介護保険料に未納や滞納がある場合
- ・ 参加登録者が市の介護保険第1号被保険者の資格を喪失した場合（例）市外へ転出した場合など。
- ・ 評価ポイントを付与した年度内に評価ポイント転換交付金の交付について申請がない場合

### ○参加登録先

**管理機関・お問合せ：白河市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係**

**電話：22-1159**

**住所：白河市北中川原313**

## (2) 認知症高齢者等見守り QR コード事業

### ○対象者

市内に住所を有する65歳以上の認知症高齢者等で行方不明のおそれがある方

### ○事業内容

- ・ 早期に身元が確認できる QR コードシールを交付します。
- ・ 普段身に着けている衣服や靴などに QR コードが印刷されたシールを貼り付けておくことにより、万が一の時に QR コードを読み取ることで早期に身元確認ができ、保護に繋がります。

### ○申請方法

【必要書類等】 申請書、写真等

【申請先】 本庁高齢福祉課

各庁舎地域振興課



## (3) 認知症高齢者保険加入事業

### ○対象者

在宅の認知症高齢者等

### ○事業内容

- ・ 外出中などに誤って損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合に備えた個人賠償責任保険です。
- ・ 上限額を1億円とし保険金の掛金は市が全額負担します。

### ○申請方法

【必要書類等】 申請書 【申請先】 本庁高齢福祉課

### ○注意点

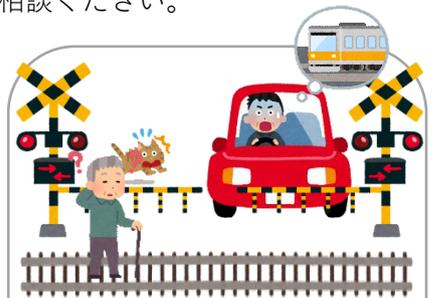
- ・ 保険期間は、毎年11月1日より1年間で、1年度毎の更新となります。
- ・ 加入には要件がありますので、ご希望の際には高齢福祉課にご相談ください。



自転車やシニアカーなどに乗っていて、他人にケガをさせたしまった場合など



店舗等で、誤って商品や飾り物などを壊してしまった場合など



誤って線路に入ってしまう電車を停止させてしまった場合など

## (4) 高齢者の見守り活動

白河市と協力企業・団体が業務上の連携を図り、積極的に高齢者への見守り活動を行っています。

### ○対象者

地域において特に支援を要する方々。具体的には一人暮らしの高齢者及び障がい者、高齢者や障がい者のみの世帯の方です。

### ○活動の流れ

#### (1) 日常業務中に何らかの異変を発見

例えば、郵便物や新聞がたまっている、玄関が開いているのに返事がない（出かける時は、いつも鍵をかける人なのに…）、ふらついている・言葉が出ないなどいつもと明らかに様子が違う、本人や隣人から日常生活に困っているなどの話を聞いたなど。

#### (2) 異変があったことを市に連絡

緊急の場合は、必要に応じて消防や警察に連絡します。

#### (3) 安否確認や必要な支援を提供

地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、速やかに安否確認やサービスの提供など、必要な対応を行います。また、状況に応じて市で把握している親族に連絡を取るなど、適切な対応を行います。

### <高齢者の見守り活動に関する協定締結企業・団体一覧>

	区分	名称	所在地
1	郵便局	日本郵便株式会社白河郵便局	白河市天神町 78-1
2	郵便局	日本郵便株式会社表郷郵便局	白河市表郷番沢字上願 143
3	郵便局	日本郵便株式会社大信郵便局	白河市大信町屋字中田 1-2
4	郵便局	日本郵便株式会社釜ノ子郵便局	白河市東釜子字本町 49-1
5	新聞店	有限会社鈴木新聞店	白河市表郷金山字藤川原 10
6	新聞店	有限会社庄司新聞店	白河市八幡小路 2
7	新聞店	毎日民報白河東販売センター	白河市旭町一丁目 167
8	新聞店	毎日民報白河西郷販売センター	白河市道場小路 91-9
9	新聞店	中島新聞店	白河市大工町 24
10	新聞店	読売民友新白河センター	西郷村字石塚南 51
11	新聞店	有限会社渡辺新聞店	矢吹町曙町 374

	区分	名称	所在地
12	荷物宅配	ヤマト運輸株式会社郡山主管支店	郡山市日和田町高倉字古川 4-8
13	荷物宅配	佐川急便株式会社南東北支店	仙台市宮城野区扇町 7 丁目 5-3
14	生活協同組合	みやぎ生活協同組合 (旧：福島県南生活協同組合)	仙台市泉区八乙女四丁目 2-2
15	ヤクルト販売	郡山ヤクルト販売株式会社	郡山市安積二丁目 200
16	ライフライン	東北電力ネットワーク株式会社 白河電力センター	白河市中田 29-1
17	ライフライン	福島県LPガス協会白河支部	白河市会津町 93-21
18	ライフライン	東北ガス株式会社	西郷村大字小田倉字向原 50
19	理美容組合	福島県理容生活衛生同業組合白河支部	白河市田町 124-2
20	理美容組合	福島県美容業生活衛生同業組合白河支部	白河市本町 34-2
21	コンビニ エンスストア	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8-8
22	保険会社	第一生命保険株式会社福島支社 白河営業オフィス	白河市郭内 58
23	保険会社	三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 9
24	冠婚葬祭	アルファクラブ株式会社	郡山市鶴見坦二丁目 4-5

※上記以外に、白河市水道部（ライフライン）においても見守り活動を実施し連携を図っています。



#### 《リコール製品の情報提供を通じた高齢者等の見守り支援》

高齢者世帯等を対象に、高齢者向けの市の情報とともにリコール製品の情報を宅急便で高齢者に手渡しすることで、高齢者等の安否確認を行っています。

#### ＜リコール製品の情報提供を通じた高齢者等の見守り支援に関する協定締結企業＞

	名称	所在地
1	ヤマト運輸株式会社	東京都中央区銀座二丁目 16-10



## (5) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域の高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な相談や援助を行います。

また、地域の関係機関等とのネットワークを構築し、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域における拠点となることを目指しています。

### ○地域包括支援センターの基本事業

#### (1) 総合相談支援

高齢者本人や家族等からの様々な相談に応じ、適切なサービスが利用できるよう継続的に支援します。また、ネットワークを通じた高齢者の実態把握に努め、要介護高齢者への早期対応を図ります。※相談無料。休日や夜間でも電話転送によりいつでも応答可。

#### (2) 権利擁護

高齢者が自分らしく尊厳ある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談及び支援、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

#### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が介護保険をはじめとする様々なサービスを適切に利用できるように、関係機関との連携や協働により、介護支援専門員への支援を行います。また、継続的なサービス提供の調整を行うため、情報の提供や研修会を実施します。

#### (4) 介護予防ケアマネジメント

総合支援事業対象者の課題分析や目標設定、実施状況についてのモニタリングを行い、事業終了後も必要な支援を行います。

### ○各センターの担当圏域等

センター名	電話番号・FAX	担当地域
白河市地域包括支援センター (明戸 56-12)	電話：21-0332 FAX：21-0336	・中央中学校（第一小学校区・第三小学校区） ・東北中学校区
白河市地域包括支援センター 大信サブセンター (大信増見字八幡山55大信福祉センター内)	電話：21-9565	・大信中学校区
白河市西部地域包括支援センター (新白河二丁目 212)	電話：21-6032 FAX：21-6072	・白河第二中学校区
白河市東部地域包括支援センター (関辺川前 88)	電話：31-8889 FAX：31-8833	・中央中学校（関辺小学校区・五箇小学校区） ・南中学校区 ・表郷中学校区・東中学校区

## (6) 老人福祉センター

老人福祉センターは、高齢者の方の憩いの場です。(食事を提供する施設はありません)

### ○施設名及び休館日

施設名	休館日
中央老人福祉センター (北中川原 313)	・月曜日 (祝日の場合は、その翌日) ・年末年始 (12月29日～1月3日) ※浴室については12月28日～1月4日

### ○利用時間 (3施設共通)

利用場所	利用時間
会議室等	午前9時～午後5時
浴室 (入浴)	午前10時～午後2時 (毎週 水・木・金)

### ○使用料 (3施設共通)

#### (1) 会議室等使用料

利用時間	使用料 (一室につき)
午前9時から午後0時30分まで	330円
午後0時30分から午後5時まで	330円
午前9時から午後5時まで	660円
上記以外の時間1時間につき	550円



※80歳以上の方のみのグループが使用する場合は、無料です。

#### (2) 入浴料

利用区分	入浴料 (1人につき)
80歳以上	無料
60歳以上80歳未満	200円
小学生以下	100円
上記以外	300円



### ○問合せ先

中央老人福祉センター 電話：24-4222

## (7) 養護老人ホームの入所申し込み

養護老人ホームは、次の理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。

入所の可否は、家庭訪問、親族調査、資産調査を経て、市が委嘱した判定員（医師等専門知識を有する方）による入所判定会で審査のうえ決定します。

### ○対象者（原発避難者も対象（特例事務）※川俣町を含む）

次の（1）から（4）までのすべてに該当する方

（1）おおむね65歳以上であること

（2）健康状態が次のすべてに該当すること

- ・ 入院加療を要する病態でないこと。
- ・ 感染症疾患を有し他の被措置者に感染させる恐れがないこと。

（3）健康状態以外の事情が次のいずれかに該当すること

① 日常生活動作の状況

一部介助を要する事項があり、かつ、その高齢者の世話を行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。

① 精神の状況

認知症等の精神障がいの問題行動が軽度であって日常生活に支障があり、かつ、その高齢者の世話を行う養護者等がないか、またはあっても適切に行うことができないと認められること。

② 家族の状況

家族又は家族以外の同居者との同居の継続が、高齢者の心身を著しく害すると認められること。

③ 住居の状況

住居がないか、又は住居があってもそれが狭あいである等、環境が劣悪な状態にあるため、高齢者の心身を著しく害すると認められること。

（4）経済的事情が次のいずれかに該当すること

① 当該高齢者の属する世帯が、生活保護を受けていること。

② 当該高齢者及び当該高齢者の属する世帯の生計中心者が、市民税の所得割を課されていない者であること。

### ○相談窓口

本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課、地域包括支援センター

## (8) おもいやり駐車場利用制度 (県事業)

県では、店舗や公共施設などに設けられている「おもいやり駐車場」が利用できる「おもいやり駐車場利用証」を交付しています。この利用証の交付申請を市の窓口でも行うことができます。

### ○対象者及び申請に必要な添付書類

次のいずれかに該当する方

区 分		対象等級等	添付書類 (写し)	
身体障がい者	視覚障がい	4 級以上	身体障害者手帳	
	聴覚又は平衡機能の障がい※1	平衡機能障がい		5 級以上
	肢体不自由	上肢		2 級以上
		下肢		6 級以上
		体幹		5 級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能		2 級以上
		移動機能		6 級以上
	心臓機能障がい	4 級以上		
	腎臓機能障がい	4 級以上		
	呼吸器機能障がい	4 級以上		
	膀胱又は直腸機能障がい	4 級以上		
	小腸機能障がい	4 級以上		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4 級以上		
肝臓機能障がい	4 級以上			
知的障がい者		A (最重度・重度)	療育手帳	
精神障がい者		1 級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者等	難病患者	指定難病医療費受給者、 特定疾患医療費受給者	指定難病医療費受給者証 又は特定疾患医療受給者証	
	小児慢性特定疾病患者	小児慢性特定疾病医療費 受給者	又は小児慢性特定疾病医療 受給者証	
要支援高齢者等		要支援者又は 要介護者	介護保険被保険者証等	
妊産婦		妊娠 7 か月から 産後 3 か月	身分証明書 及び母子健康手帳	
けが人又は病気の者		車椅子、杖等の使用期間 (最大 2 4 か月)	身分証明書及び医師の診断 (歩行困難である状況及び その期間) を記載した書面	

※1 「聴覚又は平衡機能の障がい」のうち「聴覚障がい」及び「音声言語機能障がい」については、本制度の対象外です。

## ○申請方法

### 【必要書類等】

- ① 申請書 ※申請者（利用者本人又は代理人）の署名が必要（印鑑不要）
- ② 送付先を記載し260円切手を貼付した返信用封筒（角2）  
※福島県県南保健福祉事務所の窓口で申請する場合は、妊産婦が妊娠7か月以前に申請する場  
合を除き添付不要。
- ③ 利用者の状態に応じた添付書類  
※左記の表のとおり（いずれの場合も写しを添付）
- ④ 代理人が申請する場合は、代理人の運転免許証等身分を証明する書類（提示及び写しを添付）

### 【申請先】

- 福島県県南保健福祉事務所保健福祉課（白河市郭内127）  
※申請と同時に窓口で「おもいやり駐車場利用証」が交付されます。
- 白河市役所本庁高齢福祉課、各庁舎地域振興課  
※市は受付けた申請書等を県に送付します。1～2週間後に県から「おもいやり駐車場利用証」  
が自宅に郵送されます。



## 白河市高齢者サポートブックに関する問い合わせ

**白河市 保健福祉部 高齢福祉課 高齢者支援係**

〒961-8602 福島県白河市八幡小路7番地1

電話：0248-28-5519（係直通）

FAX：0248-23-1255

Eメール：[koreifukushi@city.shirakawa.fukushima.jp](mailto:koreifukushi@city.shirakawa.fukushima.jp)



.....

**表郷庁舎 地域振興課 市民福祉係**

〒961-0416 福島県白河市表郷金山字長者久保2番地

電話：0248-32-2114 FAX：0248-32-2234

.....

**大信庁舎 地域振興課 市民福祉係**

〒969-0392 福島県白河市大信町屋字沢田15番地1

電話：0248-46-2114 FAX：0248-46-2409

.....

**東庁舎 地域振興課 市民福祉係**

〒961-0392 福島県白河市東釜子字殿田表50番地

電話：0248-34-2116 FAX：0248-34-3584

.....